

平成 28 年
第 1 回南九州市農業委員会 会議録

1. 日 時 平成 28 年 1 月 20 日(水) 午後 2 時 00 分～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館 2 階研修室

3. 出席委員(32 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥藺 克年 12 番 外藺 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣
20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一 28 番 深町 幸子
29 番 吉崎 久男 30 番 小原 光則 31 番 有藺 正伸 32 番 大隣 講平
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(3 人)

2 番 今市 範男 18 番 下之門 信洋 19 番 梶山 俊孝

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 6 議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問決定について
- 日程第 7 議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに諮問決

定について

- 日程第 8 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 5 号 農地利用変更届について
- 日程第 10 議案第 6 号 非農地証明願いについて
- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐 和彦
農地係長 福地 一浩 係員 大倉野 巖
知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 赤崎 美行
川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。2 番 今市 委員, 18 番 下之門 委員 19 番 梶山 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 32 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 28 年第 1 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の ページをご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、5番 中禮 委員、6番 東 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日1月20日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画 並びに、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。資料は3ページからになります。

今回、農地法第18条第6項による通知事案は1件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんからの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導で本人耕作のためとなっております。地目の内訳は、畑が1筆642㎡となっております。

続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、25件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇さん 他23人、賃借人

は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん 他 12 人からの申し入れです。解約の主導は、2 番から 9 番と 22 番から 24 番が貸し人主導で、他は借り人主導です。解約の理由は 1 番と 25 番は規模縮小、3 番から 5 番と 9 番は本人耕作のため、23 番・24 番は所有権移転のため、他は耕作者変更のためとなっております。地目ごとの内訳は、田が 6 筆で 3,420 m²、畑が 28 筆で 32,508 m²、合計 34 筆 35,928 m²の合意解約となります。地域別では、知覧地域 8 件、川辺地域が 17 件となっております。

以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。

資料は、ページになります。今回認定されたのは 3 件です。

先ず、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、茶 3.2 h a と露地野菜 4.7ha の経営を行ってきたが、茶価の低迷、資材コストの高騰等により厳しい状況等になってきたため茶と露地野菜のバランスを取りながら更に経営規模の拡大、機械の導入等に努め経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんで、農地の連担化を図るとともに、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金を活用し、野菜専用の防除機、収穫機等の購入を希望しています。

次に、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で、茶園を経営しているが、茶価低迷により茶畑生産の減、後継者不足が進んでいく中、茶の供給過剰という要因もあり、これからいっそう茶に付加価値をつけていかなければならない、そこで有機農法の取り組み、又は抹茶の原料てん茶を生産して経営の安定を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋と、経営の合理化や生産方式の合理化、特に機械の買い替えや、有機質肥料の効率的活用を希望しています。

次に川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで、〇〇地域で会社勤めをしながら、米 100a と WCS(ホルクropp サイレージ青刈り稲の発酵資材) 50a の経営に作業受託 200a の経営を行ってきたが、これからは経営拡大により米 100a WCS600a 露地野菜 200a の経営と受託作業 500a を行い、経営の安定化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせん、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金を活用し、機械や施設の整備を希望しています。

今回の報告は以上でございます。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

吉崎委員 2 番の方の経営規模はこれでいいのでしょうか。(資料記載)

農政係長 今回記載されている経営規模は、てん茶の経営面積で、まずはこれぐらいから始めていきたいとのことでございます。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇を母体に経営を行っており、〇〇〇〇は数十haの経営規模があります。今回はその一部として、特化したものです。

議長 他に有りませんか

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります、まず、日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。 議案資料は 13 ページからになります。

す。

今回の申請は、所有権移転8件、賃借権設定1件であります。まず、所有権移転についてですが、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他8人、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他7人の申請であります。申請内容の内訳は、田が12筆で5,300㎡、畑が8筆で16,119㎡、合計20筆21,419㎡となっています。所有権移転の理由としましては、3番・6番・8番は規模拡大、他は親族・知人からの受贈によるものとなっております。地域別では、潁娃地域2件、知覧地域3件、川辺地域3件となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が6番の277,000円から8番の350,000円で、畑が3番の168,000円から625,000円で売買される予定です。

次に賃借権設定についてですが、貸し人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、借り人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんの申請であります。申請内容は、畑が3筆827㎡で、申請理由は規模拡大となっています。法第3条第2項各号の判断については、16ページから20ページの調査書のとおりでございます。併せまして所有権移転の4番から6番は、新規営農及び耕作面積が下限面積未満のため、営農計画書を添付してありますのでご確認ください。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第1号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第1号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第6議案第2号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに

諮問決定についてを議題といたします。現地調査員の報告を求めます。
川辺地区の報告をお願いします。

下永田委員 去る1月8日、下之門委員、小原委員、事務局、私の計5名で農地転用許可申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

審議番号1番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請農地は、川辺町神殿〇〇ほか5筆の畑で、申請面積6,418 m²、転用目的は山林です。申請地は山林に囲まれ、日照不足で耕作条件が悪く、生産性が低いことから、有効利用を図るため杉を植えて山林にしようとするものですが、既に昭和62年3月頃、植林されており始末書が提出されています。

申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇km行った〇〇の近くに位置しますが、詳細は26・27ページの地図をご覧ください。申請地は2か所に分かれており、一部は畑に接していますが、他は現況山林の畑、山林、道路に接しています。現状のまま利用し、雨水排水は自然流下としますので、土砂流出等の恐れはなく、また、隣接地とは緩衝地を設けるため、周辺農地へ日照・通風等の影響を及ぼす恐れもありません。

調査の結果、申請農地の山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

川辺分室 それでは補足説明を申し上げます。

立地基準ですが、申請農地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されるところであります。

一般基準の資力及び信用ですが、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところおりませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであり、関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。

このことから、本申請について、山林への転用はやむを得ないと判断するところであります。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

東 委員 地図で見ますと2か所になっていますが、地番検索で見ると、地目は畑で現況は山林になっているのでしょうか、また、どちらも62年ごろに植林されたのでしょうか。

川辺分室 申請地は、2か所に分かれています。地番でいいますと900番につきましても、現況山林です。始末書を見ますと、同じところに植林されているとのこと。

議 長 他に質問等はございませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第4号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに諮問決定については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第2号については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することに決定されました。

議 長 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに諮問決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の知覧地区分4件の報告をお願いします。

松村委員 去る1月8日、松久保委員、事務局の計4名及び関係者立ち会いの元、農地転用申請にかかる現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

私の方からは、審議番号1番から3番までを報告いたします。
29ページ、所有権移転の審議番号1番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧

町永里〇〇，畑の610㎡です。申請人は，〇〇を営んでおり，自宅近くで利便のよい申請地に，建築資材等を保管する倉庫として利用するものですが，既に平成16年6月頃に，倉庫2棟を建築しており，始末書付きです。現地の場所は，知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の31・32ページの地図をご覧ください。申請地は，西側の一部は畑に，その他は宅地と道路に接しています。畑との境界は，よう壁が設置され，土砂流出等の恐れはなく，また雨水は，道路側溝へ放流し，日照通風等については，隣接農地から1.5m程度離して建築しているので，周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

次に，審議番号2番です。譲受人が，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は，知覧町郡〇〇，畑の1057㎡のうち，589㎡です。転用目的は，生活に利便のよい場所であることから，賃貸の共同住宅1棟を建築し，併せて駐車場と公道からの進入路を整備しようとするものです。現地の場所は，知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の33・34ページの地図をご覧ください。申請地は，北側・東側は宅地に，南側は畑と道路に，西側は畑に接しています。現状のままで利用し，境界には，よう壁を設けるので，土砂流出等の恐れはなく，また雨水は，ため枡を設け道路側溝へ，污水・生活雑排水は，合併浄化槽で処理して，道路側溝へ放流します。日照通風等については，隣接農地から1.5m程度離して建築するので，周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

次に，審議番号3番です。譲受人が，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人が，〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は，知覧町東別府 〇〇，畑の1,363㎡です。申請地は，瓦礫が混ざった土壌で耕作に適さないことから，山林として管理しようとするものですが，既に昭和60年頃に杉を植林しており始末書が提出されています。現地の場所は，知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の35・36ページの地図をご覧ください。申請地は，南東側は宅地に，ほかは道路に接しています。現状のままで利用し，境界はのり面保護をするので，土砂流出等の恐れはなく，また雨水は，自然流下で道路側溝へ放流し，日照通風等については，隣接農地から2m程度離して植林しているので，周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上，現地調査の報告を終わります。

松久保委員 審議番号4番について，報告いたします。譲受人が，知覧町〇〇の 〇〇〇〇理事長 〇〇〇〇さん，譲渡人が，知覧町〇〇の 〇〇〇〇さんです。

申請農地は、知覧町永里 ○○、畑の799㎡です。申請人は○○を経営しており、来客用の駐車場が不足していることから、施設敷地の隣接地に駐車場を整備しようとするものですが、既に平成24年5月頃に、駐車場として利用しており始末書が提出されています。

現地の場所は、知覧庁舎から○○に直線で○○kmほどの○○の近くに位置します。詳細は、議案資料の37・38ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は畑に、東側から南側は道路に、西側は畑と宅地に接しています。現状のままで利用し、境界には、防護柵を設けるので、土砂流出等の恐れはなく、また雨水は、自然流下で道路側溝へ放流し、日照通風等については、駐車場としての利用なので、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。以上、報告を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 次に、川辺地区分1件について報告をお願いします。

下永田委員 審議番号5番の譲受人は、川辺町○○の○○○○さん、譲渡人は、川辺町○○の○○○○さんで二人は親子です。申請農地は、川辺町高田○○の畑、534㎡で、転用目的は山林です。申請地は山林に囲まれ、日照不足で耕作条件が悪く、生産性が低いことから、有効利用を図るため杉を植えて山林にしようとするものですが、既に、平成11年3月頃植林されており始末書が提出されています。

申請地は、川辺庁舎から○○に○○km行った○○にありますが、詳細は39・40ページの地図をご覧ください。申請地の西側は現況山林の畑に、他は道路に接しています。現状のまま利用し、雨水排水は自然流下としますので、土砂流出等の恐れはなく、また、隣接地とは緩衝地を設けるため、周辺農地へ日照・通風等の影響を及ぼす恐れもありません。

調査の結果、申請農地の山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 次に、使用貸借権設定分の知覧分1件について報告をお願いします。

松久保委員 41ページ、使用貸借権設定の審議番号1件について報告いたします。借人が、知覧町○○の○○○○さん、貸人が、知覧町○○の○○○○さんで、親子です。申請農地は、知覧町南別府○○、畑の380㎡です。申請人は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を借り受けて一般住宅を建築しようとするものです。

現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇k mほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の42・43ページの地図をご覧ください。

申請地は、北側・南側は道路に、東側は宅地に、西側は畑に接しています。現状のままで利用し、境界には、ブロック積みとするので、土砂流出等の恐れはなく、また雨水は、道路側溝へ、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理して、道路側溝へ放流します。日照通風等については、隣接農地から1.6m程度離して建築するので、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。以上、現地調査の報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

知覧分室 29ページ、所有権移転の審議番号1番から説明いたします。

立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、しかしながら、既存の集落に隣接し、かつ申請人が営む建築業の資材等の保管倉庫としての転用であり、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。

続いて、一般基準の資力及び信用は、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなかったわけですが、既に平成16年6月頃に倉庫2棟を建築しており、今回始末書が提出されているところです。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、すでに転用済みであり問題ありません。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番について説明いたします。

立地基準ですが、申請農地は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。

続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の

免許，許可，認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところです。

次に，審議番号 3 番について説明いたします。

立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第 2 種農地のその他農地と判断されます。

続いて，一般基準の資力及び信用は，申請者は過去に違反転用等を行ったことはなかったわけですが，昭和 60 年頃に植林をしており，今回始末書が提出されているところです。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については，すでに転用済みであり問題ありません。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等についても，特に必要ありません。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところです。

次に，審議番号 4 番について説明いたします。

立地基準ですが，申請農地は，周囲に 10ha 以上の集団性があり，生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが，申請地は，隣接する病院の駐車場としての利用であり，第 1 種農地の中で例外的に許可できる既存施設の拡張に該当すると思われます。

続いて，一般基準の資力及び信用は，申請者は過去に違反転用等を行ったことはなかったわけですが，既に平成 24 年 5 月頃に駐車場として利用しており，今回始末書が提出されているところです。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については，すでに転用済みであり問題ありません。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等についても，特に必要ありません。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところです。

41 ページ，使用貸借権設定の審議番号 1 番について説明いたします。

立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第 2 種農地のその他農地と判断されます。

続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については全額融資でま

かなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

川辺分室 それでは補足説明を申し上げます。

資料は 30 ページ、所有権移転の審議番号 5 番です。立地基準ですが、申請農地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地のその他の農地と判断されるところであります。一般基準の資力及び信用ですが、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにすることとあります。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところおりませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであり、関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。

このことから、本申請について、山林への転用はやむを得ないと判断するところとあります。以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第3号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。議案資料は45ページからになります。

まず、「所有権移転」ですが、詳細は46ページになります。

内容としましては、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん 他2人で 譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他2人であります。所有権移転の理由は、3番は農地売買等事業によるもの、他は経営拡大によるものとなっています。地目の内訳は、畑が3筆 11,165㎡となっております。申請農地の取引価格については、10aあたりで、286,000円から549,000円の間で売買される予定です。地域別の件数は、潁娃地域3件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。資料は47ページから68ページになります。利用権を設定する者は、〇〇の〇〇〇〇さん 他80人で、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他35人になります。設定面積は、田が16筆で10,411㎡、畑が205筆で340,962㎡、合計221筆の351,373㎡になります。地域別では、潁娃地域が26件、知覧地域が20件、川辺地域が38件となっています。

次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。資料は69ページ・70ページになります。利用権を設定する者は、南九州市農業公社、利用権の設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。設定面積は、田が3筆で2,247㎡であります。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。資料は71ページから74ページになります。利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さん ほか4人、利用権の設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇さん ほか3人です。設定面積は、田が4筆1,921㎡、畑が29筆28,516㎡、合計33筆30,437㎡であります。地域別では、知覧地域3件、川辺地域2件となっています。

以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的

に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。 以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 32 番から 34 番については 武田豊子委員が、35 番については田中委員が 81 番については下之門委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、賃貸借利用権設定の番号 32 番から 34 番、35 番 81 番を除く案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 4 号の案件の内、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定の番号 32 番から 34 番、35 番、81 番を除く 79 件、賃貸借利用権の転貸の全案件、使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 4 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
武田豊子委員と田中委員、下之門委員にお諮りします。議事の進行上議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(武田豊子委員，田中委員，退室)

議 長 これより，質疑を行います。質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので，採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内，賃貸借利用権設定の番号32番から34番，35番81番については，申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって，議案6号の内，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。今市委員，宮原 耕一委員の入室を許可いたします。

(武田豊子委員，田中委員，入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に，日程第9 議案第5号 農地利用変更届けについてを議題といたします。まずもって，現地調査員の報告を求めます。

小原委員 それではご報告いたします。

届出人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんで，届出農地は，川辺町永田〇〇の田で306㎡です。場所は，川辺庁舎から〇〇に〇〇km行った〇〇に位置しますが，詳細は77・78ページの地図をご覧ください。北側は道路，東側は田，南側は水路，西側は現況道路の田に接しています。届出の理由は，水利が悪く，田としての利用が望めないため，畑として利用するものであります。1m程度の盛土をしますが，土砂等の流出がないように土留め工事を行うとのこと。調査の結果，田から畑への利用変更については，やむ

を得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。議案第5号について報告する。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

川辺分室 本案件は農地の利用形態を田から畑へ転換するものであります。田においては、水利の関係上、周辺に支障がないか確認する必要がありますが、周辺農地の用排水路は確保されており問題ありません。隣接農地の耕作者の同意については、隣接農地は届出人の所有地であり問題ありません。また、西側に接する4731番の登記地目は田となっていますが、平成17年に転用許可を受けており、現況は道路であります。このことから、田から畑への転換は支障ないものと思われ、受理することが適当であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

田中委員 田から畑へ転換するときには、周囲の同意をいただかなければならないと言うのは、農地法の関係でそうなのではないでしょうか。

事務局長 農地法等の法律の定めは有りませんが、旧川辺町農業委員会の慣例で、田んぼを畑に転換する場合は水利等の関係もありますので、周辺にトラブルがあるといけないということでこのような手続きを行っているところです。

田中委員 そうすると今まで、穎娃、知覧がどうしていたか解りませんが今後、穎娃、知覧でもそのような手続きを取るということでしょうか。

議 長 しばらく休憩します。

議 長 再開します。

事務局長 農地法にそのような規定は有りませんので、水利組合等との協議が整とのえ、しなければならぬと言うことは、無いと思いますが、その様な事案をみかけた場合委員の皆様は、水利組合等との協議が出来ているか確認をして頂ければと思います。

議長 他に質問等はございませんか

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第5号 農地利用変更届けについては、申請のとおり受理することにご異議ありませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、申請のとおり受理することに決定いたします。

議長 次に、日程第10 議案第6号 非農地証明願いについてを議題といたします。まずもって、現地調査委員のご報告を求めます。
まず、潁娃地区分について報告をお願いします。

栗ヶ窪委員 1月8日、吉崎委員、有村委員と事務局の4名で、非農地証明願いに係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

審議番号1番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町郡〇〇の田で、1,498 m²になります。潁娃庁舎からほぼ〇〇に直線で〇〇kmの〇〇近くの県道潁娃宮ヶ浜線沿いにあります。詳細は議案資料の81・82ページの地図をご覧くださいと思います。申請地は山林等に囲まれた場所で、耕作道が無いなど耕作条件が悪く、20年以上耕作されていない農地です。申請人も高齢で、今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。以上です。

有村委員 それでは、審議番号2番です。申請人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇

さんです。申請地は、颯娃町別府〇〇ほか7筆の田で、申請面積は2,084㎡になります。

申請地は、颯娃庁舎から〇〇に直線で〇〇kmの〇〇の北側、加治佐川の近くにありますが、詳細は議案資料の83・84ページの地図をご覧くださいと思います。申請地は山林・原野が混在する一帯にあり、灌木・竹が密集しており、山林原野化している状況です。また、20年以上耕作されていない農地であり、今後も耕作される見込みはなく、周囲の状況から判断しましても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断しました。以上です。

議長 次に川辺地区分について報告をお願いします。

小原委員 審議番号3番の申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、申請農地は、川辺町清水〇〇の畑、450㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇km行った、〇〇近くにありますが、詳細は議案資料の85・86ページの地図をご覧ください。北側と西側は道路に、東側と南側は畑に接しています。申請地は、登記名義人が申請人の祖父である〇〇〇〇さんであります。今から30年ほど前に、近くに住んでいた〇〇〇〇)さんに申請人が売り渡したものです。〇〇〇〇さんは、以前から建っていた家屋を改修し住宅としたもので、現在は娘さんである〇〇〇〇さんが住んでおられます。しかし、所有権移転や地目変更手続きがなされておらず、不都合が生じてきたため今回の申請に至ったものであります。調査の結果、固定資産税は宅地として課税されており、今後も農地としての利用は見込まれず、周囲の状況から見ても、非農地とすることに何ら支障はないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 ただいま、現地調査員から報告がありました非農地証明の交付基準には、「農地法が適用される以前から非農地であった土地」「自然災害による災害地で農地への復旧が困難であると認められる土地」「農業振興地域の整備に関する法律で定める「農用地区域外」の土地で、原則として20年以上耕作が放棄され、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地行政上も特に支障が

無いと認められる土地」の3点があります。審議番号1番と2番については、農振農用地区域外で、これまで20年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難で、農地行政上も特に支障が無いことから、非農地と判断することに、支障はないものと思われます。以上でございます。

川辺分室

それでは補足説明を申し上げます。

非農地証明の交付基準には、①「農地法が適用される昭和27年10月21日以前から非農地であった土地」、②「自然災害による災害地で農地への復旧が困難であると認められる土地」、③「農業振興地域の整備に関する法律で定める「農用地区域外」の土地で、原則として20年以上耕作が放棄され、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地行政上も特に支障が無いと認められる土地」の3点があります。

審議番号3番は、調査委員の報告にあったとおり、約30年以上前から現在まで宅地として使用されており、今後も農地へ復旧し耕作することは困難であると思われます。農地行政上も非農地として地目を変更することに、特に支障はないと認められるところでございます。以上で説明を終わります。

議 長

只今現地調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

田中委員

3番についてですが、転用申請ではなくなぜ非農地証明なのでしょう。

川辺分室

本来であれば追認で転用申請をさせる案件であるわけですが、登記名義人が、だいぶ前の方で現在の申請人に直すためには、複雑な家庭事情で相続人全員の特定が困難なためにこの様になりました。

事務局長

補足です。今回の非農地証明の案件につきましては、ご指摘の通り転用申請が可能な分は転用申請するよう指導しておりますが、今回のケースのように転用申請が困難なこと、20年以上耕作されていないこと、周辺に及ぼす影響がないことが判断できる場合は、この様な手続きを取っているところです。

議 長 他に質問等はございませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
議案第 6 号 非農地証明願いについては，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 6 号については，申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に，日程第 11 その他でございますが，委員の方々から何かございませんか。

議 長 県農業会議の改正事項について説明。

議 長 他の委員から有りませんか、

田中委員 茶価の低迷により、茶園を返す方が増えていますが、返された高齢者が返されても、どうしようもない状態で、荒廃農地になっていく可能性があります。しかし、抜根をした畑なら借り手はいるので、茶業課に抜根の補助事業は無いかと問い合わせしたら、28 年度からある予定だが、詳細は不明とのことでした、2 月ごろには解るのではとのことでしたので、事務局に確認をお願いします。

事務局長 茶業課に確認いたします。

議 長 他に何かありませんか。無いようでございますが，事務局は何かございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農政係長 利用意向調査について説明。農業者年金の推進月間について。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 28 年第 1 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 4 時 00 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 5 番 _____

会議録署名委員 6 番 _____